

横植協会 03-33号
令和4年1月7日

横浜植物防疫協会からのお知らせ

各 位

横浜植物防疫協会
045-201-2378

お知らせ第33号を送信します。

【輸入植物検疫措置の見直し(第8次改正)について】

農林水産省では、諸外国及び国内における病害虫の発生状況及び植物検疫措置の実施状況等の情報を収集し、リスクに応じた輸入検疫措置を講ずるため、植物防疫法施行規則および関連告示を逐次改正しています。

今般、8次改正についてのパブリックコメント募集について、農林水産省ホームページに掲載されましたのでお知らせします。

当該パブリックコメントの募集に係る URL は以下のとおりです。

[トップ | e-Gov パブリック・コメント](#)

【8次改正の主な内容】

(1) 検疫有害動植物の見直し

検疫有害動植物(計1,023 種から変更なし)(規則別表1)

- * 新たに1種を指定(Grapevine red blotch virus)。
- * 1種を削除(Grapevine leafroll-associated virus 8)。
- * 1種を再分類による学名の変更

(Ceratocystis fagacearum→Bretziella fagacearum)。

(2) 輸出国に対して求める輸入検疫措置の見直し

既存の検疫有害動植物26 種について、対象植物又は対象地域の追加・削除、対象地域の表記の変更、検疫措置の選択肢の追加等の輸入検疫措置を変更(規則別表1の2、別表2及び別表2の2)。

・今後のスケジュール

1月 パブリックコメント募集(コメント期間33 日間)

2月 公聴会開催

3月 改正規則の官報公示(公布の日の翌日に施行)

詳細は別添1, 2参照願います。

以 上

検疫有害動植物、輸入検疫措置対象等の見直しの概要

令和 4 年 1 月
消費・安全局植物防疫課

1. 現行制度の概要

- (1) 植物防疫法（昭和 25 年法律第 151 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項において、植物は、輸出国政府が「検疫有害動植物」が付着していないことを検査により確かめ、又は信ずる旨を記載した検査証明書が添付されたものでなければ輸入してはならないとされている。この「検疫有害動植物」については、植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）第 5 条の 2 により規則別表 1 において指定している。
- (2) また、法第 6 条第 2 項においては、輸入に際して栽培地において検査を行う必要がある場合について規定されている。この栽培地検査の対象の検疫有害動植物等については、規則第 5 条の 4 により規則別表 1 の 2 において指定している。
- (3) さらに、法第 7 条第 1 項第 1 号においては、「農林水産省令で定める地域から発送され、又は当該地域を經由した植物で、農林水産省令で定めるもの」の輸入が禁止されており、当該地域及び植物については、規則第 9 条により規則別表 2 及び 2 の 2 において指定している。
- (4) (1) から (3) までの各種別表の定めについては、我が国の農業生産への影響が大きいと考えられる重要な有害動植物の我が国及び諸外国における発生状況、諸外国における当該有害動植物に係る輸入検疫措置の実施状況等の情報が新たに得られた都度、国際ルールとの調和を図りつつ、リスクに応じた輸入検疫措置を講ずるため、有害動植物のリスク分析（以下「PRA」という。）を行い、必要に応じて規則及び関連する告示の見直しを実施しているところ。

2. 改正の主な内容

今般、諸外国における有害動植物に関する新たな情報に基づき実施した PRA の結果等を踏まえ、以下の改正を行う。

(1) 検疫有害動植物の見直し

検疫有害動植物（計 1,023 種から変更なし）（規則別表 1）

- 新たに 1 種を指定（*Grapevine red blotch virus*）。
- 1 種を削除（*Grapevine leafroll-associated virus 8*）。
- 1 種を再分類による学名の変更
（*Ceratocystis fagacearum*→*Bretziella fagacearum*）。

(2) 輸出国に対して求める輸入検疫措置の見直し

既存の検疫有害動植物 26 種について、対象植物又は対象地域の追加・削除、対象地域の表記の変更、検疫措置の選択肢の追加等の輸入検疫措置を変更（規則別表 1 の 2、別表 2 及び別表 2 の 2）。

3. 今後のスケジュール（案）




令和4年

- 1月 パブリックコメント募集（コメント期間 33 日間）
- 2月 公聴会開催
- 3月 改正規則の官報公示（公布の日の翌日に施行）

以上

検疫有害動植物、輸入検疫措置対象等の見直しの解説資料

No.	項	有害動植物 学名(和名)	分類	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	主な症状・被害	見直しの概要
1. 植物防疫法施行規則別表1(第5条の2関係)							
(1) 検疫有害動植物の追加(1種)							
1	-	<i>Grapevine red blotch virus</i>	ウイルス	インド、大韓民国、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、メキシコ	ぶどう属植物の生植物(種子及び果実を除く。)	葉に不定形の病斑や退緑斑を生じ、やがて壊死する。 果実においては熟期の遅延、果皮のアントシアニン量の低下、果汁の化学的組成の変質(糖度の低下や酸味の増加)をもたらす。	
(2) 既存の検疫有害動植物の削除(1種)							
1	-	<i>Grapevine leafroll-associated virus 8</i>	ウイルス	アメリカ合衆国	ヨーロッパぶどう	(ブドウの全ゲノム解析の結果、ウイルスではなくブドウ自体のDNA配列であることが判明。)	・検疫有害動植物から削除
(3) 再分類による学名の修正(1種)							
1	-	<i>Ceratocystis fagacearum</i> (ナラ類しおれ病菌)	菌類	アメリカ合衆国	くり属植物及びこなら属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの	感染した樹木は維管束組織内の水や栄養分の流れが制限され、枯死に至る。	・学名の修正 <i>Ceratocystis fagacearum</i> → <i>Bretziella fagacearum</i>

No.	項	有害動植物 学名(和名)	分類	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	主な症状・被害	見直しの概要	
2. 植物防疫法施行規則別表1の2(第5条の4関係)								
(1)既存の検疫有害動植物の検疫措置の見直し:2種								
1	20	<i>Pantoea stewartii</i> <i>subsp. stewartii</i> (トウモロコシ萎ちよう細菌病菌)		細菌	中華人民共和国、ベトナム、マレーシア、イタリア、ウクライナ、ポーランド、ルーマニア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、ガイアナ、コスタリカ、プエルトリコ、ペルー、ポリビア、メキシコ	テオシント及びとうもろこしの種子であつて栽培の用に供するもの	全ての栽培用のトウモロコシは感染するが、亜種、交配種、近交種及び品種によって感受性は異なる。スイートコーンの感受性の品種では苗の段階で感染すると急速に萎ちようする。	・検疫措置の追加: 規則別表1-2から2-2へ移動し、輸出国における栽培地検査に精密検査(PCR法)の選択肢を追加
2	23	<i>Broad bean true mosaic virus</i> (ソラメトウルーモザイクウイルス)		ウイルス	中華人民共和国、シリア、レバノン、イタリア、英国、オーストリア、ドイツ、ハンガリー、ポーランド、エジプト、エチオピア、スウェーデン、チェコ、南スウェーデン、モロッコ	そらまめの種子であつて栽培の用に供するもの	葉が斑紋やモザイク症状を生じ、収量が減少する。種子に斑点や褐色の壊死斑等が生じる。また、葉のモザイクや植物体の生育阻害萎縮等を引き起こし、収量が低下する。	・検疫措置の追加: 規則別表1-2から2-2へ移動し、輸出国における栽培地検査に精密検査(ELISA法)の選択肢を追加
(2)既存の検疫有害動植物の対象地域、対象植物の追加等:6種								
1	2	<i>Tuta absoluta</i> (トマトキバガ)		害虫 (キバガ科)	アジア、中東、欧州、アフリカ、中南米	いんげんまめ、きだちたばこ、しまほおずき、しろばなようしゆちようせんあさがお、たばこ、つのみちようせんあさがお、とうがらし、トマト、はこべほおずき、くこ属植物及びびなす属植物の生葉並びにしまほおずき及びトマトの生果実	幼虫が寄主植物の茎葉、果実等に寄生(内部又は外部寄生)。穿孔された果実は果実腐敗が起こる。また、生長点の加害は植物の生長を阻害する。	・地域の追加: 台湾、中華人民共和国、パキスタン、アフガニスタン、アルメニア、カザフスタン、スロバキア、トルクメニスタン、モルドバ
2	5	<i>Meloidogyne fallax</i> (ニセコロンビアネコブセンチュウ)		線虫	オランダ、スイス、フランス、ベルギー、オーストラリア、ニュージーランド	アスパラガス、いろはもみじ、おらんだいちご、きくごぼう、きんぐさり、てんさい、トマト、にんじん、ばれいしよ、ゆきげゆり、ようしゆとりかぶと、ヨーロッパしらかんば、ロニケラ・クシロステムム及びびこまくさ属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	内部寄生し摂食することで寄主植物の生理機能、収量及び品質に影響を及ぼす。葉の萎ちよう、黄化、壊死、バレイショ塊茎等の栄養器官の表面の病変又は変色、植物全体の矮化、地下部のゴール形成が典型的な症状である。	・地域の追加: 英国 ・植物の追加: リーキの生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの
3	7	<i>Radopholus similis</i> (バナナネモグリセンチュウ)		線虫	アジア、欧州、アフリカ、北中南米、豪州	アボカド、うこん、エビプレムナム・アウレウム、おくら、キルトスベルマ・シャミツソーニス、クプレッスス・マクコカルパ、ケロシア・ニティダ、ココやし、さといも、さとうきび、しょうが、しよくようかん、だいいしよ、ちや、とうもろこし、トマト、なす、ばれいしよ、ばんれいしよ、びんろうじゆ、めきこいとすぎ、らつかせい(さやのない種子を除く。)、カラテア属植物、くずこん属植物、コーヒーノキ属植物、こしよう属植物、はしよう属植物、フィロデンドロン属植物、プセファランドラ属植物及びふだんそう属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの並びにアヌビアス属植物及びアンズリューム属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの	根に寄生して枯らし、地上部の生育不良や立ち枯れ等の被害を生じる。	・植物の追加: ほうらいしよ属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの ・地域の表記の修正: ドミニカ共和国、ドミニカ→ドミニカ、ドミニカ共和国 マルチニーク島→マルティニーク

No.	項	有害動植物 学名(和名)	分類	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	主な症状・被害	見直しの概要
4	8	<i>Meloidogyne enterolobii</i>	線虫	アジア、欧州、アフリカ、北中南米	あきになれ、あさ、アセロラ、あぶらつぼき、アラビアコーヒー、アンゲロニア・アングスティフォリア、エラエオカルプス・デキピエンス、エンテロロビウム・コントルティシリクウム、オエケクラデス・マクラタ、カリステモン・ウイミナリス、キャッサバ、きゅうり、くずうこん、くちなし、クレロデンドルム・ウガンデンセ、くるみぐわ、くわくさ、けぶかわた、ケレウス・ヒルドマンニアヌス、こせんだんぐさ、ささげ、さつまいも、しまほおずき、しょうが、しょうじょうそう、じよおうやし、シロギニアヤム、しろこやまもも、すいか、ステノケレウス・クエタロエンシス、せいようきらんそう、ソランドラ・マクシマ、だいず、たばこ、たまさんご、だんどぼろぎく、ティボウキナ・エレガンス、てりみのいぬほおずき、とうがらし、とうぐわ、トマト、なす、なつめ、なんごくいぬほおずき、にしきじそ、にんじん、パウロウニア・エロンガタ、パオバブ、はなまき、ばらみつ、ばんじろう、ひめのうぜんかずら、ビルソニア・キドニーフォリア、ペポかぼちや、みばしろう、モルス・セルティディフォリア、ユーフォルビア・プニケア、ヒロセレウス属植物、やぶらん属植物及びランプランツ属植物の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの	根内部に寄生して加害し、養水分吸収を妨げ、成長を阻害する。	・植物の追加： しょうじょうぼく(ポインセチア)の生植物の地下部であつて栽培の用に供し得るもの
5	12	<i>Phytophthora ramorum</i>	菌類	ベトナム、欧州、北米	こなら属、つつじ属、ぶな属等の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの	こなら属植物では主幹に感染すると、急速に枯死する。つつじ属、がまずみ属植物では葉や枝に感染し、萎ちよう、枯死を引き起こす。	・地域の削除： スウェーデン ・植物の追加： ひめつるにちにちそうの生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの
6	24	<i>Plum pox virus</i> (ウメ輪紋ウイルス)	ウイルス	アジア、中東、欧州、アフリカ、北米、南米	せいようまゆみ、ながばくこ、ようしゆいぼた及びさくら属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの	葉及び果実に輪紋を生じ、寄生果の落下等が生じる。	・地域の追加： ウズベキスタン ・植物の追加： しなのき属植物及びしもつけ属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの
(3)既存の検疫有害動植物の再分類による学名の修正: 1種							
1	14	<i>Ceratocystis fagacearum</i> (ナラ類しおれ病菌)	菌類	アメリカ合衆国	くり属植物及びこなら属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの	感染した樹木は維管束組織内の水や栄養分の流れが制限され、枯死に至る。	・学名の修正(再掲) <i>Ceratocystis fagacearum</i> → <i>Bretziella fagacearum</i>

No.	項	有害動植物 学名(和名)	分類	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	主な症状・被害	見直しの概要
3. 植物防疫法施行規則別表2(第9条関係)							
(1) 既存の検疫有害動植物の対象地域の追加及び対象植物の削除等:6種							
1	2	<i>Bactrocera dorsalis</i> species complex (ミカンコミバエ種群)	害虫(ミバ エ科)	アジア、アフリカ、ハワイ諸島 等	かんきつ類、さくら属植物、なす科植物、マンゴウ属植物等 の生果実	幼虫が果実内へ侵入し加害するこ とで、果実が腐敗・落果し収量が低 下する。	・地域の追加: オマーン、マラウイ、モーリシャス ・地域の表記の修正: マヨット島→マイヨット
2	6	<i>Cylas formicarius</i> (アリモドキゾウムシ)	害虫 (ゾウムシ 科)	アジア、アフリカ、北中南米、 大洋州	おおばはまあさがお、あさがお属植物、さつまいも属植物及 びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部並びに キャッサバの生塊根等の地下部	葉、根及び茎に寄生し、その症状と して葉では外部摂食、根では外部 及び内部摂食、茎では外部及び内 部摂食し、摂食により変形する。	・地域の追加: チャゴス諸島、オーストラリア領クリスマス島、ココス諸 島 ・対象植物の削除: キャッサバの生塊根等の地下部
3	7	<i>Euscepes postfasciatus</i> (イモゾウムシ)	害虫 (ゾウムシ 科)	中華人民共和国、北中南米、 大洋州	あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるがお属植物の 生茎葉及び生塊根等の地下部	主に幼虫が茎及び塊根を食害し、 茎葉の奇形、塊根の変色等の被害 を引き起こす。	・地域の追加: ノーフォーク島
4	11	<i>Globodera pallida</i> (ジャガイモシロシトセ ンチュウ)	線虫	欧州、南米、カナダ	ばれいしよ等ナス科植物の地下部	根の加害により生育が阻害され、葉 の縮れや黄化等の症状がみられ、 やがて枯死し、収量が減少する。	・地域に追加: モロッコ
5	16	<i>Erwinia amylovora</i> (火傷病菌)	細菌	韓国、中東、欧州、アフリカ、 北中米、ニュージーランド	なし属植物、りんご属植物等の生植物(種子を除き、生果 実、花及び花粉を含む。)	感染樹は火にあぶられたような症 状を示し、木全体が枯死する。	・地域の追加: ポルトガル
6	17	<i>Candidatus Liberibacter</i> <i>africanus</i> (カンキツグリーニング 病菌アフリカ型) <i>Candidatus Liberibacter</i> <i>americanus</i> (カンキツグリーニング 病菌アメリカ型) <i>Candidatus Liberibacter</i> <i>asiaticus</i> (カンキツグリーニング 病菌アジア型)	細菌	アジア、中東、アフリカ、北中 南米	アエグロプシス・チヴァリエリ、アタランティア・ミノニス、カ ロデンデュラム・カペンシス、グミミカン、クラウセナ・インディ カ、シトロンシラス・ウベリ、スウィングレア・グルティノーサ、 ぞうのりんご、ツゲコウジ、バルサモシトラス・ダウイ、ミクロ シトラス・アウストララシカ、ミクロシトラス・アウストラリス、ワ ンビ及びさるかけみかん属植物の生植物(種子及び果実を 除く。)	本細菌の感染植物の初期症状は、 一部の枝の葉に症状が現れ、亜鉛 欠乏症のように葉脈やその隣接組 織が黄化し、のちに葉全体が黄化 する。やがて他の枝にも発病し、進 行すると落葉、落果、枝枯れなどが 生じる。最終的には、植物全体が衰 弱し、枯死することが多い。	・地域の追加: エルサルバドル、グアドループ、トリニダード・トバゴ、 パナマ、パラグアイ、ホンジュラス、マルティニーク

No.	項	有害動植物 学名(和名)	分類	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	主な症状・被害	見直しの概要
4. 植物防疫法施行規則別表2の2(第9条関係)							
(1)既存の検疫有害動植物の検疫措置の追加:3種							
1	新規	<i>Bretziella fagacearum</i> (ナラ類おれ病菌)	菌類	-	-	感染した樹木は維管束組織内の水や栄養分の流れが制限され、枯死に至る。	・地域の追加: アメリカ合衆国 ・植物の追加: くり属植物及びこなら属植物の葉、枝、樹皮その他の部分(種子及び果実を除く。)並びにこれらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分が微生物その他の生物により分解されて生じた有機物であつて、植物の植込みの用又は植物が生育するための土壌の被覆の用に供するもの ・措置の追加: 園芸資材に対する熱処理を追加
2	移動	<i>Pantoea stewartii</i> <i>subsp. stewartii</i> (トウモロコシ萎ちよう細菌病菌)	 細菌	中華人民共和国、ベトナム、マレーシア、イタリア、ウクライナ、ポーランド、ルーマニア、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、ガイアナ、コスタリカ、プエルトリコ、ペルー、ポリビア、メキシコ	テオシント及びとうもろこしの種子であつて栽培の用に供するもの	全ての栽培用のトウモロコシは感染するが、亜種、交配種、近交種及び品種によって感受性は異なる。スイートコーンの感受性の品種では苗の段階で感染すると急速に萎ちようする。	・植物の追加: テオシント、とうもろこし及びびさどきび属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの ・検疫措置の追加: 規則別表1-2から2-2へ移動し、輸出国における栽培地検査に精密検査(PCR法)の選択肢を追加
3	移動	<i>Broad bean true mosaic virus</i> (ソラマメトウルモザイクウイルス)	ウイルス	中華人民共和国、シリア、レバノン、イタリア、英国、オーストリア、ドイツ、ハンガリー、ポーランド、エジプト、エチオピア、スーダン、チュニジア、南スーダン、モロッコ	そらまめの種子であつて栽培の用に供するもの	葉が斑紋やモザイク症状を生じ、収量が減少する。種子に斑点や褐色の壊死斑等が生じる。また、葉のモザイクや植物体の生育阻害萎縮等を引き起こし、収量が低下する。	・植物の追加: えんどう及びそらまめの生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの ・検疫措置の追加: 規則別表1-2から2-2へ移動し、輸出国における栽培地検査に精密検査(ELISA法)の選択肢を追加

No.	項	有害動植物 学名(和名)	分類	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	主な症状・被害	見直しの概要
(2)既存の検疫有害動植物の対象地域又は対象植物の追加、修正等:12種							
1	1	<i>Anastrepha fraterculus</i> (ミナミアメリカミバエ)	 害虫 (ミバエ科)	中南米	イエローピタヤ、マンゴウ、みかん属植物等の生果実	幼虫が果実内へ侵入し加害すること で、果実が腐敗・落果し収量が低下する。	・植物の追加: すもも(せいようすももから変更)、パパイヤ(メキシコ産を除く。)、ぶどう属植物(ぶどうから変更)及びりんご属植物(りんごから変更)の生果実
2	5	<i>Anastrepha suspensa</i> (カリブミバエ)	 害虫 (ミバエ科)	アメリカ合衆国(フロリダ州に限る。)、西インド諸島、フランス領ギアナ	なし、りんご、みかん属植物等の生果実	幼虫が果実内へ侵入し加害すること で、果実が腐敗・落果し収量が低下する。	・植物の追加: なし属植物(なしから変更)の生果実
3	6	<i>Bactericera cockerelli</i>	 害虫 (トガリキジラミ科)	アメリカ合衆国(ハワイ諸島を除く。)、カナダ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、メキシコ、ニュージーランド、ノーフォーク島	アルファルファ、さつまいも、せいようひるがお、そらまめ、こだちとまと、たばこ、てんさい、とうもろこし、トマト、においひば、はつかだいごん、ひまわり、レタス、くこ属植物、とうがらし属植物、なす属植物及びほおずき属植物の生茎葉及び生果実	成虫は、主に下方の葉の表面に卵を1個ずつ、合計で約500個産み付ける。成虫や幼虫は、葉全体や果実を吸汁し、粘着性の白い糞便を多量に排出する	・植物の追加: おおせんなり及びしろばなようしゆちようせんあさがおの生茎葉及び生果実
4	8	<i>Bactericera trigonica</i>	 害虫 (トガリキジラミ科)	中東、欧州、アフリカ	セルリー、ぶたくさ及びにんじん属植物の生茎葉	幼虫、成虫が生茎葉を吸汁加害する。細菌(Lso)を媒介する。	・地域の追加: セルビア
5	11	<i>Naupactus leucoloma</i> (シロヘリクチブトゾウムシ)	 害虫 (ゾウムシ科)	南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、アルゼンチン、ウルグアイ、チリ、ブラジル、ペルー、オーストラリア、ニュージーランド	アルファルファ、おらんだいちご、さつまいも、ばれいしよ、ムクナ・ブルリエンス、もも、らつかせい、きいちご属植物、しやじくそう属植物、ぶどう属植物及びやなぎ属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの	根菜及び塊茎作物において、幼虫の摂食により穴が開き、市場価値がなくなる。他の作物では地下部に被害が出ることで生産量が減少する。	・地域の追加: ポルトガル ・植物の追加: たまねぎの生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの
6	15	<i>Trioza apicalis</i>	 害虫 (トガリキジラミ科)	モンゴル、イタリア、ウクライナ、英国、エストニア、オーストリア、スイス、スウェーデン、スペイン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ペラルーシ、ポーランド、ラトビア、ロシア	イノンド、おらんだざり、クミン、コエンドロ、セロリー、にんじん及びひめういきょうの生茎葉	葉に産卵し、幼虫及び成虫が葉を吸汁する。展開した葉を加害し、変形を伴う虫こぶを形成する。	・植物の追加: ヘラクレウム・スフォンディリウムの生茎葉

No.	項	有害動植物 学名(和名)	分類	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	主な症状・被害	見直しの概要
7	17	<i>Phytophthora ramorum</i> 	菌類	ベトナム、欧州、北米	こなら属、つつじ属、ぶな属等の生植物(種子及び果実を除く。)の葉、枝、樹皮その他の部分並びにこれらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分が微生物その他の生物により分解されて生じた有機物であつて、植物の植込みの用又は植物が生育するための土壌の被覆の用に供するもの	こなら属植物では主に感染すると、急速に枯死する。つつじ属、がまずみ属植物では葉や枝に感染し、萎ちよう、枯死を引き起こす。	・地域の削除: スウェーデン ・植物の追加: ひめつるにちにしそうの生植物(種子及び果実を除く。)の葉、枝、樹皮その他の部分(種子及び果実を除く。)並びにこれらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分が微生物その他の生物により分解されて生じた有機物であつて、植物の植込みの用又は植物が生育するための土壌の被覆の用に供するもの
8	20	<i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i>	細菌	中東、欧州、アフリカ、北中南米、大洋州	あめりかぼうふう、おおぶどうほおずき、おらんだぜり、きだちとうがらし、こだちとまと、しまほおずき、セロリー、ソラム・エラエアグニフオリウム、ソラム・ドウルカマラ、たばこ、チャービル、とうがらし、トマト、ながばくこ、なす、にんじん及びばれいしよの生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの	生育不良、葉の萎黄及び紫色化並びに変形、過剰落果等を引き起こすとともに、果実の小型化や奇形等を引き起こすことで、収量が減少する。	・地域の追加: 英国、オーストリア、セルビア ・植物の追加: ウルチカ・ディオイカ、エゴポディウム・ポダグラリア、おおいぬたで、しやく、しろざ、ソラム・ウンベリフェルム、ファロビア・コンウォルウルス、ヘラクレウム・スフォンディリウム、やえむぐら属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供するもの
9	24	<i>Potato spindle tuber viroid</i> (ジャガイモやせいもウイロイド) 	ウイロイド	アジア、欧州、アフリカ、北中南米、大洋州	とうがらし、トマト、はりなすび、ばれいしよ及びベチユニア属植物の種子であつて栽培の用に供するもの並びにアトリプレクス・セミルナリス、アポカド、いぬほおずき、おおせんなり、コニザ・ボナリエンシス、しまほおずき、ストレプトソレン・ジェイムソニー、せんなりほおずき、ソラム・ラントネットー、ダツラ・レイクハルティー、たまさんご、つるはななす、とうがらし、トマト、はりなすび、ばれいしよ、ペビーノ、ラゴディア・エレマエア、カリブラコア属植物、ケストルム属植物、ダリア属植物、ブルグマンシア属植物及びベチユニア属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの	パレイシヨの茎葉に矮化、エビナスティ(葉の上偏生長)、縮葉、直立化、濃緑化を引き起こし、塊茎に亀裂、細長化、芽数の増大を起こし収量が減少する。また、トマトに株の萎縮、上偏生長、縮葉、葉脈及び茎部のえそ等を伴う症状を引き起こす。	・地域の追加: パキスタン、カザフスタン、ウガンダ、ケニア ・植物の追加: こだちとまと、ソラム・アングイビ、ソラム・コアグラニス、ソラム・ダシフィルム、パラゴムノキ、ストレプトグロッサ属植物、ダツラ属植物(ダツラ・レイクハルティーから変更)の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの
10	25	<i>Pepino mosaic virus</i> 	ウイルス	中華人民共和国、中東、欧州、カナリア諸島、南アフリカ共和国、モロッコ、北中南米	トマトの種子であつて栽培の用に供するもの並びにあらげしゆんぎく、いぬほおずき、エキウム・クレティクム、エキウム・フミレ、きだちたばこ、けちようせんあさがお、ケノポディウム・ムラレ、コニザ・アルビダ、シンプリウム・イリオ、タラクサクム・ウルガレ、ティプロタクシス・エルコイデス、トマト、パッシア・スコパリア、ばれいしよ、ピブタテルム・ムルティフォルム、ひろはひるがお、ペビーノ、ほんきんせんか、めぼうき、モリカンディア・アルウエンシス、ようしゆきだちるりそう、おおばこ属植物、オノボルドウム属植物、ぎしぎし属植物、コロノプス属植物、せいようひるがお属植物、ぜいにあおい属植物、のげし属植物及びひゆ属植物の生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの	トマトに感染すると生果実のモザイク症状や成熟の遅延を招く。パレイシヨでは、葉にモザイク症状又はモットル症状、ペビーノでは、葉にモザイク症状又はひだ葉症状を示す。	・地域の追加: ニュージーランド ・植物の追加: リコベルシコン・クメリエウスキー、リコベルシコン・バルウィフォルムの生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの

No.	項	有害動植物 学名(和名)	分類	主な対象 (発生)地域	主な対象(寄主(宿主))植物	主な症状・被害	見直しの概要
11	37	Tomato leaf curl New Delhi virus	ウイルス	インド、インドネシア、スリラン カ、タイ、台湾、パキスタン、 バングラデシュ、フィリピン、イ ラン、イタリア、エストニア、ギ リシャ、スペイン、ポルトガル、 アルジェリア、セーシェル、 チュニジア、モロッコ	あまめしば、いぬほおずき、エクバリウム・エラテリウム、おく ら、カロトロビス・プロケラ、きゅうり、クロン・ボンブランディ アナム、けし、ケナフ、けふかわた、コッキニア・グランディ ス、ささげ、しろばなようしゆちようせんあさがお、すいか、だ いず、たかさぶろう、とうがん、とかとへちま、トマト、なす、に がうり、にほんかぼちや、にんじん、のげし、パパイヤ、はや とうり、ばれいしよ、へちま、ペポかぼちや、メロン、モモル ディカ・ディオイカ、ゆうがお及びとうがらし属植物の生植物 (種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの	モザイク症状、葉巻、葉脈の膨張、 植物体の萎縮が引き起こされる。果 菜類において、生育初期に ToLCNDV に感染すると、植物は着 しく萎縮し、果実生産は大きな影響 をうける。	・地域の追加: カナリア諸島 ・植物の追加: クロッサンドラ・インファンディプリフォルミス、しまかんぎ く、せいようかぼちや、フィサリス・ミニマ、ペニンカサ ・フィストロサの生植物(種子及び果実を除く。)であつ て栽培の用に供し得るもの
12	41	Tomato mottle mosaic virus	ウイルス	中華人民共和國、イスラエ ル、イラン、スペイン、チェコ、 アメリカ合衆国、ブラジル、メ キシコ	とうがらし及びトマトの種子であつて栽培の用に供するもの 並びにきだちとうがらし、とうがらし、トマト及びなすの生植物 (種子及び果実を除く。)であつて栽培の用に供し得るもの	葉に壊死、緑色の濃淡となるモザイ ク、モットル、奇形等の症状を示し、 全身に萎ちよう等の症状が現れる。 果実にえそ斑を生じ、壊死が見ら れ、収量が減少する。	・植物の追加: えんどうの生植物(種子及び果実を除く。)であつて栽培 の用に供し得るもの